



# インフルエンザの出席停止期間について



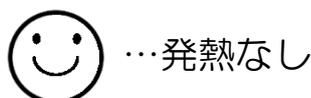
インフルエンザは、学校保健安全法により出席停止期間が決められている感染症です。感染した場合は、必ず学校を休まなければいけません。（出席停止は欠席扱いにはなりません。）

インフルエンザの出席停止期間は『発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』です。

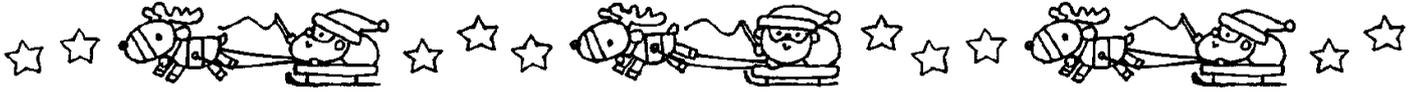
- ・インフルエンザを発症してから5日経っていること（発症した翌日を1日目とします）
- ・熱が下がってから2日経っていること

この2つの条件をどちらも満たす必要があります。

発熱期間 ↓	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									



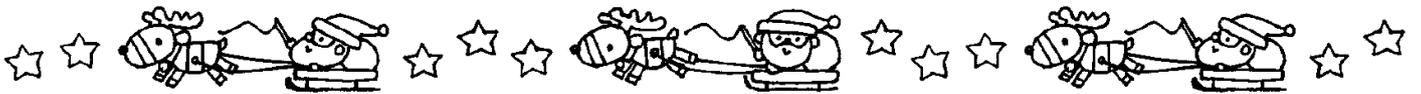
- ・初めて発熱がみられた日を発症とします。
- ・発症した日を0日とし、発症した翌日から1日、2日…と数えます。
- ・発熱した日と解熱した日は発熱期間に含まれます。



# 意見書の提出が必要です

インフルエンザに感染していることが分かりましたら、必ず学校まで連絡をお願いいたします。症状なども詳しく教えていただくと助かります。

出席停止の場合は、完治後に登校する際「学校感染症に関する意見書」の提出が必要となります。用紙をお渡しいたしますので、病院にて医師による記入後、学校にご提出ください。（用紙は、南第二小学校のホームページ内にある「保健室より」のページからダウンロードすることもできます。）



☆ おうちの人による  
登校前の健康観察をよろしくお願いします

のどの痛み・せき・くしゃみ・鼻水・頭痛・寒気・発熱・急な高熱・全身の痛み



など、インフルエンザかも！？と疑わしい症状が  
みられましたら、受診をおすすめいたします！



子どもたちの健康のため  
ご協力をお願いいたします

